

令和2年9月18日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

三 島 町 農 業 委 員 会

1. 日 時： 令和2年9月18日（金） 午後1時30分

2. 場 所： 三島町町民センター 視聴覚室

3. 出席委員： 1 番 二瓶 辰雄 委員 2 番 阿部 通利 委員
3 番 長谷川 秋義 委員 5 番 角田 陽市 委員
7 番 大竹 祐子 委員 8 番 五十嵐 政人 委員
五十嵐 健二 鑑類 菅家 壽一 鑑類

4. 欠席委員： 6 番 菅家 三吉 委員

5. 提出議案： 議案第11号 現況確認証明申請について
議案第12号 農地の利用の最適化に関する指針を定めることについて

6. そ の 他： （1）農業委員担当地区の農地に関する資料について
（2）令和2年度福島県下農業委員会大会（事前案内）について
（3）10月総会日程について

7. 閉 会

三島町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を進行する。

議長： 会議録署名委員を指名します。

7番 大竹 祐子 委員・8番 五十嵐 政人 委員にお願いいたします。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

< 全員異議なし >

議長： 異議なしと認め、会期は本日一日のみと決定いたします。

続きまして、会務の報告に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局： （会務の報告を朗読説明する）

議長： 続いて、提出議案の審議に移ります。協議第11号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局： （協議第11号について朗読説明する）

議長： では現地を確認した現地調査員より意見を伺いたいと思います。まず1件目、西方地区について5番 角田委員よりご報告願います。

5番： 9月16日 午後1時30より現地確認を実施しました。立会人は会長、現地調査員の8番 五十嵐委員と私、そして事務局の4名。西方地区においては、地区担当委員の1番 二瓶委員が立会いました。

1件目の西方地区については、依頼者の母が平成10年頃まで耕作。亡くなってからしばらくはご本人が保全管理していたそうですが、高齢のため管理されずにいたとの事です。面積が85㎡と狭く、住宅の合間にあるため農機の乗入れも難しく、資料のとおり荒れているため耕作は難しいと思われます。

議長： 地区担当委員からも、ご意見ございましたらお願いします。

1番： 当該地は、私の畑に向かう途中にあり毎日見かけるのですが、ここ十数年耕作されておりません。また、農地の奥の方には板のような物が積まれており、農地としての利用には向かないと思われます。

議長： それでは1件目、西方地区の申請について質疑に入ります。ご質問等ございませんか。無いようですので採決に移ります。

議案第11号の1件目、西方地区の申請について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

< 全員挙手 >

全会一致、可決決定しました。

続いて2件目、早戸地区について審議いたします。5番 角田委員、お願いします。

5 番： 場所は早戸地区の集落奥、墓地がある辺りになります。当該地内は平成2年の時点で墓が2基存在しておりました。今回、3基目の墓を建てるにあたり調べた所、地目が畑となっていたため、今回の申請となりました。

議長： ありがとうございます。早戸地区の担当は私ですが、只今の事務局と現地調査員の説明の他に補足はございません。

それでは質疑に入ります。ご意見、ご質問等あればお願いします。無いようですので、質疑を打切り採決に入ります。

2件目、早戸地区の申請について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

< 全員挙手 >

全会一致、可決決定しました。

続いて議案第12号「農地の利用の最適化に関する指針を定めることについて」を議題とします。事務局、説明願います。

事務局： （協議第12号について朗読説明する）

議長： それでは質疑に入りますが、事務局、原案では10年間で2haの遊休農地解消となっていますが、この目標値はどのようにして上げましたか。

事務局： 現状では、三島町の遊休農地は緩やかに増えております。10年後を見据えた際に、これ以上の数字では達成が難しいと判断し、事務局長とも協議のうえ設定しました。後段の担い手への農地利用集積面積についても同様です。

8 番： 単純計算で、年間2反歩（約20a）解消すれば達成できる。

議長： 毎年2反歩の解消と見ると大きいかも知れませんね。トラクターで耕耘できる農地ならすぐ出来ますが、重機が必要な規模となると難しいでしょう。

8 番： 目標値の大小はさて置き、誰がやるのかという事。農家自身が管理出来なくなつて遊休農地化した訳で、過去に農業委員会で耕起し、管理を地元の人に頼んだが、再度、遊休化した前例もあれば、管理を続けている所もある。果たして、管理してくれる人が居るのか。

議長： 中々、個人で起こせる人は少ないでしょう。

3 番： 道路に面するような好条件の所は耕作されるが、そうでない所は難しい。

菅 家： これまでの耕作面積の経過はどうですか。

推進委員

事務局： 農地の耕作面積については毎年調査を行っておりまして、三島町においては1～2年で1ha減少しています。

菅 家： ということは、実質2ha以上の耕作を行わなければならないという事になる。この2haという数字は何に基づいて出したのか。

事務局： 作成にあたり近隣町村の指針の数値も参考にしましたが、事務局長との協議でそれが達成できるかを踏まえて、この数字を設定しました。一見少ないようですが、まずは実現可能な目標として設定し、3年ごとの定期的な見直しを設ける事で進捗状況に応じた増減を検討して頂きたいと考えております。

8 番： 前回の提案で、現状の遊休農地を各地区担当で調べてもらう事になったばかりで、まだ結果が出ていない。現時点で数字を出されても判断できない。

2年前の冬にもこの議題が挙げられ、当月で判断は下せないとして採決が下らなかった事がある。現状の耕地、遊休農地の面積を把握したうえで2haとしないと、2ha起こしても別の所で遊休農地化していれば2haの解消にはならない。事務局としても県に報告する必要があるかもしれないが、いま各地区で調査している遊休農地を集計し、現況を把握したうえで結論を出すべきではないか。

議 長： 事務局、県に報告する期限などがありますか。

事務局： 12月を目途に報告する予定となっております。

議 長： 新たに委員になった方もおりますし、三島町の耕地、遊休農地を調べたうえでの結論ならば、例えば各地区ごとにどのくらいの遊休農地解消の目標を設定するか、2haは多いのか少ないのかも判断できるのではないかと思います。

8 番： 農業委員会だけでなく、他の事業ともセットで考え、分担しなければならない。農業委員会だけでこなすのは負担が大きすぎる。役場、農業委員会、農協がチームで取組む形を確立しなければならない。ただ、期限が短い中にあっては当面この内容で報告し、随時見直し可能ともしているもので、課題に対し我々が何をしていくのか方策を立てるのが現実的だと思う。今回の調査結果と関係機関の資料が揃ったうえで、それを基にもう1度判断して見直し作業に入るのが良いのではないか。

菅 家： そうだとしても、ある程度数字は詰めなければならないのではないか。推進委員 出の際に説明は求められないのか。

1 番： そうしているといつまでも終わらなくなる。8番委員が言ったように、やりながらも調査、見直しはできる。

8 番： このままでは審議未了になってしまう。まずはこれで提出し、付帯決議の中でいま申し上げた事を盛込んで対応すれば良いのではないか。

議 長： 今回はこの内容で提出し、見直しを行う形で進めたいと思います。事務局は数字や項目の基礎となる資料を添付し、次回の総会で提出して下さい。

8 番： 事務局はこのあとの集計もあるし、委員の中でも手伝ってくれる人はいると思うので、1人で抱えずに作業を割振り、任せられる所は任せて良いと思う。こうした膨大な作業は委員報酬外になると思うので、予算化する等対応して欲しい。

議 長： では、議案第12号についてはそのように進めてよろしいですか。

< 異議なし >

議 長： それでは、その他に進みます。「農業委員担当地区の農地に関する資料について」事務局、説明願います。

事務局： （農業委員担当地区の農地に関する資料について朗読説明する）

議 長： こちらは、地区ごとに地番の一覧と地図のセットの資料になります。現時点では各委員1地区分を配布しておりますが、残りについては出来次第配布するようにします。

5 番： これは過去に調査した時点での結果で、今回、我々は耕作地になっている所の地番を調べれば良いのか。

事務局： そうなります。

8 番： 判断基準の指針のようなものが欲しい。個人の主観に依っては結果にバラつきが出る。例えば桐の木は地域特産物で畑の扱いになるが、1～2本枯れていたら荒れた事になるのか、など。

議長： 例えば、刈払いが行われていれば維持管理とみなし、農地として判断する事ができます。

8 番： 事務局は、これから残りの資料を配布する際に、判断基準がわかるような資料も一緒に配って欲しい。

議長： 以前、農業委員選挙が行われていた頃は10a以上の耕地面積を持つ者に選挙権があり、耕地面積の判断基準となる指針があったので、それを調べてはいかがかと思います。

「農業委員担当地区の農地に関する資料について」はよろしいでしょうか。

では「令和2年度福島県下農業委員会大会（事前案内）について」事務局、説明願います。

事務局： （農業委員担当地区の農地に関する資料について朗読説明する）

8 番： 今回、事務局を含め参加人数5名という事ならば、会長、職務代理者、5番 角田委員、7番 大竹委員、そして事務局の出席を提案します。できるだけ新委員が出席できるようにすると良いと思います。

議長： 今回は新型コロナウイルス対策による措置で人数制限がありますが、これまでは出来る限り全員参加が基本でした。

1 番： 毎年開催されているならば、来年は行けなかった人を優先させると良い。

議長： 今回の出席者について、他に案のある方はおりますか。なければ、会長、職務代理者、5番 角田委員、7番 大竹委員、事務局の5名での出席とします。ただし、現時点での予定ですので開催内容が変更となる可能性があることを申し伝えておきます。

最後に「10月総会日程について」ですが、10月20日午後1時30分とします。

以上を持ちまして本日の定例総会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和2年9月18日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 大竹祐子

議事録署名人 五十嵐政人